



景観づくりを進める仕組み編

Landscape Plan of KASHIWA City



柏市景観計画

(1) 柏市都市景観デザイン委員会及び専門部会

景観まちづくりの推進や施策の検討に関して、本市ではこれまで柏市都市景観デザイン委員会が、柏市景観まちづくり条例において、市長の諮問に応じ市の景観行政に関する調査審議する機関として位置づけられ、学識経験者や市民によって構成され各種の審議に携わってきました。

また、柏市都市景観デザイン委員会は新たな施策の検討の際など、必要に応じて専門部会をおき、さらに公募等による市民の参画を得るなどして、詳細な検討を行ってきました。

今後も、この柏市都市景観デザイン委員会を、本市における景観まちづくりに係る調査審議機関としていきます。

(2) 景観アドバイザー制度

大規模建築物等や重点地区の届出制度など個別の景観誘導、また本市の景観まちづくりの推進に必要な専門的な情報を収集するため、柏市景観まちづくり条例に定める景観アドバイザー制度を今後とも活用していきます。

柏市都市景観デザイン委員会・専門部会の役割

【市長の諮問に応じ、景観計画の策定・変更や各種法定制度の活用等について調査審議】

- ・景観計画策定・変更 / 景観地区指定 / 計画提案に基づく策定又は変更の必要性の判断
- ・景観計画に基づく行為の届出や景観地区に基づく認定行為に係る重要な決定
(勧告・認定・変更命令・措置命令・行政代執行その他の行政措置)
- ・景観重要建造物・樹木に係る重要な決定 (指定・解除・管理に関する命令又は勧告・原状回復命令・行政代執行その他の行政措置)
- ・景観協定の締結・変更・廃止に係る認可
- ・景観まちづくり市民団体の認定・取消
- ・景観整備機構の指定

【その他、景観まちづくりの推進に係る役割】

- ・新たな施策展開等の提言等
- ・景観形成に寄与していると認める建築物等の表彰に関すること
- ・その他、都市景観形成上重要な事項に関すること

景観アドバイザーの役割

【景観まちづくりの推進に係る専門的アドバイス】

- ・行為の届出における建築物等の基準適合のための専門的アドバイス
- ・地区の景観まちづくりに関する専門的アドバイス
- ・その他、都市景観形成の推進のための専門的アドバイス

(3) 都市計画審議会

景観法第9条第2項により、景観計画の策定・変更の際には都市計画審議会の意見を聴くこととされています。

また、本景観計画において、新たに都市計画法上の開発行為を届出対象としたこと、また、今後景観地区、地区計画制度による景観誘導も想定されることなど、本市の景観まちづくりの推進にあたっては、都市計画制度と景観制度の一体的な運用が一層求められてくることから、柏市都市景観デザイン委員会との役割分担を明確にし、連携強化を図っていきます。

都市計画審議会の役割

【景観に関する審議事項】

- ・景観法第8条第6項に基づき、都市計画区域について定める景観計画について、都市計画法第6条の2第1項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針への適合性からの意見聴取
- ・景観法第61条に基づき、都市計画法第8条第1項第6号に定める景観地区の都市計画決定について、都市計画法第19条に基づく付議（都市計画決定手続き）

(4) 行政機関や庁内における連携

市内の景観形成に係る各行政機関との円滑・有効な協議、隣接市との連携及び整合のとれた景観形成の推進のため、次の点について、関係機関との協議・連携を図っていきます。

- ・景観計画区域・景観地区内における公共施設の事前通知制度による協議・調整
- ・景観重要公共施設の指定に係る協議・調整
- ・各種景観整備事業の推進に係る相談

(5) 骨格的景観等、広域的な景観資源を活かした景観まちづくりにおける市町村間の連携

「第2部-1 骨格的景観づくり」で位置づけた水と緑のベルト（特に手賀沼、利根川）など、広域的なまとまりやつながりをもった景観資源における、隣接する我孫子市、野田市をはじめとした市町村間の連携を図り、より効果的な景観まちづくりを推進していきます。

(1) 本市が進める景観まちづくり施策での協働

本市ではこれまで、地域の固有性を重視した計画や施策展開を図るために、景観探検活動、景観資源の発掘活動など、市民との協働による景観まちづくり施策の展開を重視した取り組みを進めてきました。本景観計画は、それらの施策に参画していただいた市民の方々の協働作業の成果が多く盛り込まれたものとなっています。

それら協働の取り組みを、市民の方々に理解していただくため、今後とも本市の景観まちづくり施策の展開において、積極的に市民の参加の場を設け、普及・啓発を図っていきます。

また、その方法として、広報や市のホームページなどの媒体の活用や近隣センター等を活用した情報発信を積極的に行うとともに、景観シンポジウムなどの景観まちづくりに関するイベントは市民の方々が主体的に参加しやすいものとし、関心の喚起をはかっていきます。

(2) 市民による景観まちづくり活動の支援

前記のように、現在各地区などで自主的に景観まちづくりに取り組まれている市民団体が多数あり、また、柏市景観まちづくり条例に基づく重点地区においても、計画づくりや運用面で、地区住民組織や事業者組織が母体となった取り組みが進められています。今後このような活動が市内の随所により一層広がっていくよう、促進・支援策を充実していく必要があります。

地区独自の景観まちづくりや、広域的な観点から、景観行政団体である市と役割を分担し、共に良好な景観形成を促進するため、景観まちづくり市民団体の認定や景観整備機構の指定の制度の活用を図り、情報提供や技術支援、専門家の派遣等の方策を検討していきます。

また、中期的な視点として、市民団体同士が核となるネットワークづくりや、良好な景観まちづくりを図るため必要な協議を行う景観協議会を組織していきます。

	景観まちづくり市民団体の認定制度	景観整備機構の指定制度
条例上の仕組み（概要）	【認定要件】 一定の地区における住民で組織された都市景観形成を目的とする団体で、次に掲げる要件を備えていると認められるもの (1) 団体の活動が当該地区における都市景観形成に寄与するものであること。 (2) 団体の活動が当該地区の多数の住民に支持されていること。 (3) 団体の活動が関係者の所有権その他の財産権を不当に制限しないこと。 (4) 規則で定める要件を備える規約を定めていること。	【指定要件】 景観法第92条第1項の規定による指定の申請が次の各号のいずれも適合していると認めるもの (1) 指定後の予定業務の内容が本市の景観行政の推進に資すると認められること。 (2) 業務を的確かつ円滑に行うために必要な業務執行体制及び経済的基盤を有すると認められること。

(1) 景観計画の充実

本景観計画は、一度策定して終わりというのではなく、計画に沿って様々な施策や仕組みが発効することから、今後とも本市の景観まちづくりに必要な施策等を継続的に検討し、景観計画に盛り込んでいくこととし、景観法の実効性を最大限に活用できるようにしていきます。

特に、当面の取り組みとして、次に挙げる事項について、優先的に検討を進めます。

1) 景観資源ガイドマップの改訂

景観資源の追加等によるガイドマップの改訂を行います。

2) 指定済み（現在検討中のものを含む）重点地区の景観形成基準等の景観計画への盛り込み及び、新たな重点地区の指定促進

指定済み（現在検討中のものを含む）重点地区については、一定の運用期間を踏まえ、時機をとらえ、関係権利者等との合意形成を図り、景観計画への盛り込みを検討していきます。

また、新たな重点地区の指定を促進し、より、地区の実情にふさわしい具体的な景観ルールの実現を図っていきます。

3) 景観重要公共施設の指定候補抽出及び指定に向けた検討・協議

骨格的景観の軸や拠点となる公共施設をはじめ、景観重要公共施設の指定候補を抽出し、施設管理者等との協議のもとに、整備・許可等に関する事項を検討し、順次指定を行っていきます。

(2) 景観計画の変更

上記の検討事項について、順次景観計画に盛り込んでいきます。

また、社会経済情勢に大きな変化が生じた場合は、本計画の見直しを行います。

さらに、景観まちづくりの進捗状況を踏まえ、定期的に内容を検討し、必要性に応じて見直しを行います。

